

第1854号
令和7年1月15日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 沖縄防衛局長がSACO見舞金の支払手続をとらなかつたことについて、国が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負わないとされた事例

(令和5年(行ヒ)第430号・令和6年12月16日 第二小法廷判決棄却)

(刑事)

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(令和4年法律第97号による改正前のもの)10条の犯罪行為により生じた財産等を没収することができるとする同法13条1項6号と憲法29条

(令和6年(あ)第536号・令和6年12月17日 第三小法廷判決棄却)

◎最高裁判所判例要旨 6

(民事)

- 文化功労者年金法に基づく年金の支給を受ける権利に対する強制執行の可否

(令和6年(許)第1号・令和6年10月23日 第三小法廷決定破棄差戻し)

(刑事)

- 控訴審判決が、第1審判決が言い渡した組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(令和4年法律第97号による改正前のもの)13条1項の規定による没収に換えて同法16条1項の規定による追徴を言い渡すことと刑訴法402条に定める不利益変更禁止の原則

(令和4年(あ)第1059号・令和6年10月7日 第三小法廷決定棄却)

◎資料 7

- 令和7年度予算(案)の概要
- 令和7年度予算(案)施設主要案件

◎記事 8

- 人事異動(12月11日~12月23日)
- 令和7年度裁判所書記官任用試験第1次試験問題

◎政令 11

- 民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
- 民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令

◎長官・所長・事務局長・事務局次長等一覧 12

裁判例

民事

◎ 沖縄防衛局長がSACO見舞金の支払手続をとらなかつたことについて、国が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負わないとされた事例

件名 不作為違法確認等、国家賠償等請求事件

最高裁判所令和5年(行ヒ)第430号

令和6年12月16日 第二小法廷判決棄却

上告人 X₁ほか1名

被上告人 国

原審 福岡高等裁判所那覇支部

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告代理人新垣勉、同日高洋一郎の上告受理申立て理由(ただし、排除されたものを除く。)について

1 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(以下「日米地位協定」という。)18条6項は、合衆国軍隊の構成員による日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものによって日本国政府以外の第三者に生じた損害に関し、合衆国の当局は、慰謝料の支払の申出をするかどうかを決定し、かつ、その申出をする場合にはその額を決定し、その申出をした場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、その支払をしなければならない旨を規定している。また、昭和39年6月には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法」その他の法令又は日米地位協定18条6項の規定により救済されない直接の被害につき被上告人が救済を必要と認めたときには、見舞金を支給することができるものとする旨の閣議決定がされた。

「合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令」(昭和37年総理府令第42号)においては、地方防衛局長は、被害者又はそ

の遺族で、損害賠償請求書を提出したものに対し、防衛大臣との協議の結果、見舞金を支給する必要があるときは、見舞金の額を決定し、その支払手続をとらなければならない旨が規定されている(14条、15条1項)。

イ 日本国政府と合衆国政府によって設置された沖縄に関する特別行動委員会(SACO)が平成8年12月に取りまとめた最終報告においては、日米地位協定18条6項の規定に基づく合衆国政府の支払の額が、被害者等が加害者に損害賠償を請求した事件についての裁判所の確定判決の額に満たない場合には、日本政府が、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払を行うよう努力する旨の内容が盛り込まれた。

これを受け、「米国政府による支払が裁判所の確定判決等による額に満たない場合の取扱いについて」

(平成30年6月21日付け防地補第10027号防衛省地方協力局長通知)において、上記閣議決定に基づく見舞金として、上記差額を上限とする見舞金(以下「SACO見舞金」という。)を支給することができることとされたが、併せて遅延損害金及び訴訟費用は支給の対象としないことも定められている。

また、SACO見舞金の支給に係る事務処理について定めた「地位協定第18条第6項に関する事案で、被害者が損害賠償訴訟を提起し、裁判所の確定判決による額が米国政府による補償額を上回る事例が生じた場合の見舞金の支給について」(平成20年3月5日付け防衛省地方協力局補償課長事務連絡)において、各防衛局業務課等は、被害者又は請求代理人からSACO見舞金の支給を受けたい旨の要請があった場合、支給申請書等を提出させた上、本省補償課との協議結果を受けて、支給額を決定するとともに、所定の様式によるSACO見舞金受諾書を取り付けた上、SACO見舞金を支給するものとされているところ、その様式は、SACO見舞金として一定の金額を受け取ることを受諾し、今後いかなる申立てもしないことを約束する旨を記載したものとされている。

(2) Aは、平成20年1月、合衆国海兵隊に所属する兵2名(以下「本件米兵ら」という。)による強盗傷害事件の被害に遭い、その後、がんにより死亡した。

Aの相続人である上告人らは、Aの死後、本件米兵らを被告として、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを那覇地方裁判所沖縄支部に提起した。同裁判所は、平成30年7月、本件米兵らに対し、損害金元金並びにこれに対する上記事件の日から口頭弁論終結の日までの確定遅延損害金及びその翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を命ずる判決を言い渡し、同判決は、同月、確定した。

上告人らは、その後、上記事件に係る損害賠償請求

を完全に満たす最終的解決として慰謝料を受け取ることに同意し、本件米兵ら、合衆国政府及びその職員等を永久に免責する旨を記載した示談書を提出して、合衆国から、日米地位協定18条6項に基づく慰謝料として146万円余の支払を受けた上で、沖縄防衛局長に対し、SACO見舞金として、上記の損害金元金及び確定遅延損害金の合計額と上記慰謝料との差額である2496万円余の支給を求める旨の申請書を提出した。沖縄防衛局長は、上告人らに対し、上記損害金元金と上記慰謝料との差額である1591万円余を支給する旨を回答するとともに、上記様式によるSACO見舞金受諾書を提出するよう求めた。

しかし、上告人らは、現在まで、沖縄防衛局長に対し、SACO見舞金受諾書を提出しておらず、上告人らと被上告人との間において、SACO見舞金を支給する旨の合意は成立していない。

2 本件は、上告人らが、被上告人に対し、上告人らがSACO見舞金受諾書を提出しないことを理由に沖縄防衛局長がSACO見舞金の支払手続をとらなかつたことは、国家賠償法1条1項の適用上違法であるなどと主張して、同項に基づき、上記損害金元金と上記慰謝料の差額に相当する額の損害賠償等を求める事案である。

3 前記事実関係等によれば、上告人らと被上告人との間において、SACO見舞金を支給する旨の合意は成立していないというのであるから、上告人らはSACO見舞金の支給を受ける権利を有するものということはできない。また、他に、SACO見舞金の支給に関し、上告人らの権利又は法律上保護される利益が侵害されたというべき事情も見当たらない。

したがって、被上告人は、沖縄防衛局長が上告人らに対しSACO見舞金の支払手続をとらなかつたことにつき、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負わない。

4 以上と同旨の原審の判断は、正当としては認することができる。論旨は採用することができない。

なお、その余の請求に関する上告については、上告受理申立ての理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官三浦守の意見がある。

裁判官三浦守の意見は、次のとおりである。

私は、結論において多数意見に賛同するが、沖縄防衛局長が、上告人らに対し、自らが支給額を決定して回答したSACO見舞金を支給しないことは、信義則上の義務に違反し、上告人らの法的利益を害するものの、国家賠償法1条1項の違法があるとまではいい難いと考える。以下、その理由を述べる。

1 日米地位協定18条6項は、合衆国軍隊の構成員等の公務外の不法行為により第三者に損害が生じた場合の請求権の取扱いについて規定する。この請求権は、被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）と加害者の私人間の問題であるが、我が国が日米安保条約（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約をいう。以下同じ。）に基づき施設及び区域の使用を許す合衆国軍隊の構成員等による問題であり、被害者等にとっては、加害者の所在の確認、裁判の執行等について様々な困難があるなど、通常の手続によってはその請求を満たすことができない場合があるため、合衆国政府が遅滞なくその請求を満たす支払を行うことによって被害者等の救済を図るものと解される。

2 平成8年12月2日に承認されたSACO最終報告は、日米地位協定18条6項に基づく合衆国政府の支払が裁判所の確定判決の額に満たない過去の事例は極めて少ないとした上で、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府が、必要に応じてその差額を埋めるため、請求人に対し支払を行うよう努力するものとしている。これは、合衆国軍隊の構成員等による重大な犯罪行為を含め、沖縄県における同軍隊の施設及び区域に関連する問題に対処すべき事情の下で、被害者等の困難な事情を踏まえ遅滞なくその救済を図るために、同項の運用を改善し、その目的を実現するために必要な措置として行うものと解される。

これを受け、平成8年12月3日閣議決定「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（以下「平成8年閣議決定」という。）は、SACO最終報告に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施するため、法制面及び経費面を含め、政府全体として十分かつ適切な措置を講ずるものとした。したがって、内閣は、①日米地位協定18条6項に基づく合衆国政府の支払を受けていること、②加害者を被告とする損害賠償請求訴訟における確定判決等を受けていること、③上記合衆国政府の支払が確定判決等の額に満たないことを要件として、被害者等に対し、その差額を支給するため十分かつ適切な措置を講ずることとしたものと解される。

これに基づき、平成10年1月13日付け施本総第8号防衛施設庁総務部長通知及びこれを改めた平成30年6月21日付け防地補第10027号防衛省地方協力局長通知（以下、これらを併せて「平成30年局長通知等」という。）は、地方防衛局長等に対し、日米地位協定18条6項に基づく請求に関し、合衆国政府の支払が裁判所の確定判決の額に満たない場合において、この差額についてはSACO見舞金として支給することができることを示した上で、その支給は、昭

和39年6月23日閣議決定「合衆国軍隊等により損害を受けた者に対する賠償金の支給について」を根拠とし、上記要件の下で、昭和37年総理府令第42号（以下「昭和37年総理府令」という。）14条及び15条の手続に従って行うこと等を通知した。

このように、SACO見舞金の支給は、法律の規定を根拠とする仕組みによるものではなく、申請者との間の個別の契約に基づくものと解されるが、それは、純粋の私経済作用ではなく、被害者等の困難な事情を踏まえ遅滞なくその救済を図る日米地位協定18条6項の目的を実現するため、合衆国政府の支払と確定判決等の額との差額を補填するものであって、平成8年閣議決定に基づく行政上の仕組みの下に行われる。政府は、これをSACO見舞金制度と呼んでおり、SACO見舞金という名目であるが、実質的には損害を補填し、差額を埋めることによって被害者救済を行う趣旨である旨の説明をしている（平成29年5月23日参議院法務委員会における防衛省地方協力局長答弁）。

3 平成30年局長通知等は、SACO見舞金の支給に関し、遅延損害金を支給の対象としないものとしているが、SACO最終報告においても平成8年閣議決定においても、日本政府による差額の補填に関し、確定判決等の額から遅延損害金を除外する旨の記載はない。

むしろ、不法行為による損害賠償債務が損害の発生と同時に遅滞に陥るものであって、確定判決等の取得に相当の期間を要する以上、SACO最終報告の「裁判所の確定判決の額」が殊更に遅延損害金を除外するものとは解されない。また、同最終報告は、「努力する」としているが、平成8年閣議決定は、同最終報告に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施するため、法制面及び経費面を含め、政府全体として十分かつ適切な措置を講ずるものとしており、遅延損害金を対象とすることが政府の努力の及ばないものとして、これを除外するものとは解されない。

もとより、日米両政府は、公務外の不法行為に関し、被害者等に対し損害賠償義務を負うものではない。しかし、何人も、自己の権利を実現するため、裁判所において裁判を受ける権利が保障されていること（憲法32条）等に鑑みれば、被害者等が加害者に対する損害賠償請求訴訟の確定判決等を得ている場合、公権力による当該請求権の取扱いにおいて、司法判断に基づく正当な権利の実現を尊重すべきことは当然である。

この点に関し、日米地位協定18条6項に基づく合衆国政府の支払は、加害者及び合衆国政府等に対する請求権を放棄して免責する旨の記載のある示談書を提出することを条件として行われているが、その支払額が公平かつ公正な審査を経て遅滞なく決定され、請求

人がその請求を完全に満たすものとして受諾することを要件とする仕組みの下において、確定判決等により被害者等の正当な権利が確定しているときは、合衆国政府の支払が確定判決等の額を満たすことによって、被害者等の救済と紛争の解決が公平かつ公正に実現される。SACO最終報告において、合衆国政府の支払が確定判決の額に満たない事例が極めて少ないとされているのは、むしろ当然のことといってよい。

SACO見舞金制度は、加害者に対する免責を条件とする合衆国政府の支払と確定判決等の額との差額を補填するものである以上、遅延損害金を対象から除外することは、必然的に、当該司法判断に基づく正当な権利の実現を損なうことになる。被害者等が通常の手続によってはその請求を満たすことが困難な状況にあるとしても、正当な権利の実現は、本来、私人間の問題であって、加害者がその責任を免れる理由はなく、被害者等にこれを甘受させる理由もない。SACO最終報告の上記の経緯等に照らしても、同最終報告が、殊更に、正当な権利に関し、加害者を免責して救済を制限することを意図するものとは解されない。

以上のことからすると、平成30年局長通知等が遅延損害金を対象としないものとしたことは、SACO最終報告及び平成8年閣議決定の趣旨に反し、被害者等の正当な権利の実現を損なう不合理なものというべきである。

4 平成20年3月5日付け防衛省地方協力局補償課長事務連絡（以下「平成20年課長事務連絡」という。）の定める実施要領は、SACO見舞金の支給に関し、請求者から、今後いかなる申立てもしないことを約束する旨（以下「本件約束」という。）の記載がされたSACO見舞金受諾書を提出させた上で、その支給をするものとしている。

そして、沖縄防衛局長は、上告人らのSACO見舞金支給申請に関し、防衛大臣との協議を経てSACO見舞金を支給する必要があると認めた上で、SACO見舞金の支給額として、合衆国政府の支払と確定判決が認容した損害金元金との差額（以下「本件差額」という。）を決定し、その後、上告人らに対し、本件差額を支給する旨を回答するとともに、SACO見舞金受諾書の提出を求めた。

SACO見舞金の支給は、契約に基づくといつても、純粋の私経済作用ではなく、被害者等の困難な事情を踏まえ遅滞なくその救済を図る日米地位協定18条6項の目的を実現するため、合衆国政府の支払と確定判決等の額との差額を補填するものであって、平成8年閣議決定に基づく行政上の仕組みの下で適正に行われるべき公権力の行使である。これを単に契約自由の原則の下における一般的な契約締結上の問題とみること

は相当でない。

沖縄防衛局長が本件差額の支給を決定して回答した時点において、被上告人と上告人らとの間でSACO見舞金の支給に関する契約が成立したとまではいえないにしても、本件差額の限度において、SACO見舞金の支給要件を満たしこれを支給する必要があると認める被上告人の判断が示されたものであり、これを受領する上告人らの意思も明らかである。日米地位協定18条6項を基礎とするSACO見舞金制度の上記の趣旨及び目的に照らし、この時点において、上告人らが本件差額の支給を受けるべき利益は、客観的かつ具体的なものというべきであり、国家賠償法1条1項の適用上、沖縄防衛局長は、上告人らの上記利益を尊重しその支給について誠実に事務を処理すべき信義則上の義務を負い、上記利益は、法的保護に値するものということができる。

本件約束は、通常の和解契約等にもみられるが、上記のとおり、遅延損害金の除外がSACO最終報告及び平成8年閣議決定の趣旨に反し、司法判断に基づく正当な権利の実現を損なう不合理なものである以上、本件約束を支給の条件とすることにも同じ問題がある。

取り分け、本件において、加害者らを被告とする訴訟の確定判決は、強盗傷害事件の発生から10年余を経て、損害金元金（1737万円余）及びこれに対する遅延損害金（確定遅延損害金は905万円余）を認容したものである。そして、合衆国政府の支払（146万円余）は、上記損害金元金の1割にも満たず、上告人らの請求を満たすには程遠いにもかかわらず、何ら義務を履行しない加害者に対する一切の免責を条件とする。こうした経緯を前提としながら、沖縄防衛局長は、本件差額（1591万円余）の支給を決定して回答したが、上記事件から16年以上が経過してもなお、本件約束を支給の条件として、これを支給していない。このような取扱いは、長年にわたり重大犯罪の被害に伴う困難な状況にある上告人らに対し、損害金元金の補填のため、長年の遅延損害金に係る正当な権利について、加害者を免責した上でその補填を求めないことを余儀なくさせるものといわざるを得ない。これは、上記のような私人間の権利義務関係について、公権力が司法判断の意義を損なう取扱いをするものであって、その合理的な理由を見いだし難い上、公平かつ公正な被害者救済の理念に反するというべきである。

そうすると、沖縄防衛局長が、上告人らがSACO見舞金受諾書を提出することを条件とし、上告人らに対し本件差額に係るSACO見舞金を支給しないことは、国家賠償法1条1項の適用上、上記信義則上の義務に違反して、上告人らがその支給を受けるべき法的利益を害するというべきである。この点において、原

判決は、同項の解釈適用を誤っている。

5 しかしながら、上記の沖縄防衛局長の事務処理は、平成30年局長通知等及び平成20年課長事務連絡に従ったものであること、SACO見舞金の支給は、日米地位協定の義務の履行として行われるものではなく、支給の内容等を具体的に規定する法律がないこと、その支給に関する取扱いの適法性に関する裁判所の判断も示されていなかったこと等の事情を考慮すると、沖縄防衛局長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と上記行為をしたと認めることは困難である。

したがって、沖縄防衛局長が上告人らに対し本件差額に係るSACO見舞金を支給しないことに国家賠償法1条1項の違法があるとまではいい難い。

6 我が国が、主権国家として、自国の安全を確保するため、日米安保条約に基づき合衆国軍隊の施設及び区域の使用を許す場合、その構成員等による公務外の不法行為は、単なる私人間の問題にとどまるものではない。その根絶と被害者等の救済は、全国の米軍基地の周辺地域に関わる重要な問題であり、取り分け、米軍基地が集中し現在もなお重大な犯罪行為が繰り返されている沖縄県の住民の負担を真に軽減することは、国政の重要な課題である。被害者等が遅滞なく十分に救済されることが肝要であり、制度の基本的な在り方が問われる。

（裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明）

刑事

◎組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（令和4年法律第97号による改正前のもの）10条の犯罪行為により生じた財産等を没収することができるとする同法13条1項6号と憲法29条

件名 商標法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件

最高裁判所令和6年（あ）第536号

令和6年12月17日 第三小法廷判決棄却

被告人 甲

原 審 広島高等裁判所岡山支部

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

1 弁護人鹿室辰義の上告趣意のうち、規定違憲をいう点について

所論は、令和4年法律第97号による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「法」という。）13条1項5号の規定について、正当な経済活動により得た財産をも没収することができるとしている点で憲法29条に違反すると主張する。しかし、本件は、被告人が、財産上不正な利益を得る目的で犯した商標法違反の犯罪行為により得た財産等を、その他の自己の財産と共に自ら管理する他人名義の銀行口座に預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装し、これにより生じた貯金債権が没収の対象とされている事案であるから、前記貯金債権の没収について適用されるのは、原判決が指摘するとおり、法13条1項6号である。したがって、所論は、犯罪収益及び犯罪収益に由来する財産の額又は数量に相当する部分を超えて、法10条1項前段の犯罪行為により生じた財産全体の没収を可能とする法13条1項6号の規定違憲をいうものと解される。

そこで検討すると、法は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることなどに鑑み、犯罪による収益の隠匿等を処罰するとともに、犯罪による収益の的確な剥奪を可能とするための没収及び追徴に関する特例等を定めることなどを目的としている。これを受け、法10条は、犯罪収益とその前提となる犯罪との関係を隠すなどの行為が、将来の犯罪活動に再投資されたり、合法的な経済活動

に悪影響を及ぼしたりするなどのおそれのある犯罪収益の保持・運用を容易にするものであることから、その行為自体の反社会性、法益侵害性に着目してこれを処罰することとし、犯罪収益又は犯罪収益に由来する財産が含まれる限り、前記のおそれがあることには変わりがないことなどから、これらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産の取得等につき事実を仮装し、又は混和した財産を隠匿した場合、その財産全体について仮装又は隠匿の罪が成立するとしている。その上で、法10条の犯罪行為に関わる財産について、法13条1項5号は、当該犯罪行為を組成した財産全体を、同項6号は、当該犯罪行為により生じた財産等を、それぞれ没収することができると規定している。

このように、取得等につき事実を仮装する行為や隠匿行為の客体となった財産全体について法10条の罪が成立するとした上で、同条の犯罪行為に関わる財産を広く任意的没収の対象とすることは、同条の犯罪行為を予防・禁圧するとともに、将来の犯罪活動に再投資されたり、合法的な経済活動に悪影響を及ぼしたりするなどのおそれのある財産の的確な剥奪を可能とするという、前記法の目的を達成するために必要かつ合理的な措置といえる。したがって、法10条の犯罪行為に關し、これにより生じた財産等を没収することができるとする法13条1項6号の規定は、憲法29条に違反しない。このように解すべきことは、当裁判所の判例（最高裁昭和26年（あ）第1897号同32年11月27日大法廷判決・刑集11巻12号3132頁、最高裁昭和37年（あ）第1243号同39年7月1日大法廷判決・刑集18巻6号290頁）の趣旨に従して明らかである（最高裁昭和35年（あ）第1358号同36年3月30日第一小法廷判決・刑集15巻3号667頁参照）。

2 その余の上告趣意について

弁護人鹿室辰義のその余の上告趣意は、憲法違反をいうが、実質は単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

3 よって、刑訴法408条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 平木正洋 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博）

最高裁判所判例要旨

民事

- 文化功労者年金法に基づく年金の支給を受ける権利に対する強制執行の可否

令和6年(許)第1号
令6・10・23三小決 破棄差戻し
民集78巻5号本誌1850号

文化功労者年金法に基づく年金の支給を受ける権利に対しては強制執行をすることができる。

刑事

- 控訴審判決が、第1審判決が言い渡した組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(令和4年法律第97号による改正前のもの)13条1項の規定による没収に換えて同法16条1項の規定による追徴を言い渡すことと刑訴法402条に定める不利益変更禁止の原則

令和4年(あ)第1059号
令6・10・7三小決棄却
刑集78巻5号本誌1849号

被告人のみが控訴した場合において、第1審判決が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(令和4年法律第97号による改正前のもの)13条1項の規定により没収するとした財産について、控訴審判決において、没収に換えて同法16条1項の規定によりその相当価額の追徴を言い渡すことは、刑訴法402条にいう「原判決の刑より重い刑を言い渡す」ことにはならない。

資料

◎令和7年度予算（案）の概要

(単位：百万円)

前年度 予算額	令和7年度 予算額	対前年度 増減額	対前年度比
330,979	335,192	4,213	1.3%

第1 裁判事務処理態勢の充実 (単位：百万円)

1 裁判手續等のデジタル化関連経費	12,554
(1) 民事訴訟手続のデジタル化	4,849
(2) 刑事手続のデジタル化	2,232
(3) 民事非訟・家事事件手続のデジタル化	5,002
(4) 司法行政のデジタル化	471
2 家庭裁判所の充実強化関連経費	5,469

第2 裁判所施設の整備

14,001

第3 定員関係

1 増員	14人
家庭裁判所調査官	5人
事務官	9人
※ 速記官から家庭裁判所調査官への振替5人を含む。	
2 定員合理化	56人
事務官	38人
行(□)職員	18人

◎令和7年度予算（案）施設主要案件

1 庁舎新営・増築

(新営・継続分) 7府

本 庁	津 地 家 裁
	富 山 地 家 裁
	鳥 取 地 家 裁
	佐 賀 地 家 裁
地家裁支部	(静 岡) 沼 津
	(富 山) 高 岡
簡 裁	(和 歌 山) 串 本
(増築・継続分)	2府

地家裁支部	(福 島) 郡 山
簡 裁	(さ い た ま) 飯 能

2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分) 1府

地家裁支部	(盛 岡) 二 戸
-------	-------------

3 庁舎改修

本 庁 東 京 高 地 裁

記事

◎人事異動

定年退官

東京高等裁判所判事

古閑裕二

(12月11日)

東京地方裁判所判事

森下宏輝

(12月20日)

大阪地方裁判所判事

結城康介

事務総局広報課付

岡山地方・家庭裁判所判事補

関口 恒

岡山地方・家庭裁判所判事

沖本尚紀

東京家庭裁判所判事

横山浩典

横浜地方裁判所判事

渡邊毅裕

事務総局人事局付

事務総局人事局付

岩城 光

東京家庭裁判所判事補

川瀬孝史

高松高等裁判所判事

(以上12月23日)

事務総局刑事局第一課長兼第三課長兼広

報課付

東京地方裁判所判事

は月額3000円を毎月末日に支払う、返還期限は同年9月30日とするとの約束で、貸し渡した。

次の各小間に答えよ（各小問は独立したものとする。）。

(1) Aは、同年4月30日にBから賃料3000円の支払がなかったため、Bに対し、特段その支払を求めることなく、本件パソコンについての賃貸借契約を解除すると通知した。Aは、Bに対し、本件パソコンの返還を請求することができるか。

(2) Aは、Cから本件パソコンを譲ってほしいと頼まれたため、Cに対し、同年5月1日、Bの下に本件パソコンをとどめたまま、本件パソコンを5万円で売った。その際、Aは、Bに対し、以後はCのために本件パソコンを占有するように命じ、Cはこれを承諾した。同年6月1日の時点で、Cは、Bに対し、本件パソコンの引渡しを求めることができるか。

第2問

Aは、Bに対し、令和4年4月1日、弁済期を令和5年3月31日とし、約定利息の定めはなく、遅延損害金の割合を年10%と定めて、200万円を貸し付けた。

Aは、令和5年3月31日にBの自宅に200万円の返済の催促のために赴いたところ、玄関先に置いてあったB所有の壺（時価100万円相当）を不注意により割ってしまったため、Bに対して不法行為に基づく100万円の損害賠償債務を負った。

Aは、その後も上記の貸金200万円の返済を受けられなかつたため、Bに対し、令和6年3月31日、当該貸金200万円及び同日までの遅延損害金20万円の支払を請求したところ、Bは、Aに対し、上記の損害賠償債権100万円と対当額で相殺をする旨の意思表示をした。同日の時点において、Aは、Bに対し、いくらの請求をできるか。①民法第505条第1項本文の規定から導き出される相殺の各要件を挙げた上で、②本問について各要件に順次当てはめ、③相殺適状の時点を明示して答えること。

刑法

第1問

行政権の意義及び帰属を説明した上で、内閣の指揮監督から独立した機関が行政権の一部を行使することと憲法第65条の規定との関係について論ぜよ。

第2問

「何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることがない」と定める戸別訪問に係る公職選挙法第138条第1項の規定に含まれる憲法上の問題点について、論ぜよ。

民法

第1問

Aは、Bに対し、令和6年4月1日、A所有のノートパソコン（以下「本件パソコン」という。）を賃料

甲は、Aに顔面を素手で1回殴打する暴行を加えて傷害を負わせるよう乙を教唆したところ、乙は、その気になって一人でAに会いに行った。ところが、乙が暴行を加える前に、乙の予想に反して、Aが突然乙の顔面に向かって殴りかかってきたため、乙は、自分の身を守るために、事前に甲から教唆を受けていたことが頭に浮かび、Aの顔面を素手で1回殴打したところ、Aは、顔面打撲の傷害を負った。

この場合における次の各小間に答えよ。

(1) 乙がAの顔面を殴打した行為について、構成要件

該当性及び正当防衛の成否を論ぜよ。

- (2) (1)において、仮に正当防衛が成立するとした場合に、乙を教唆した甲がいかなる罪責を負うかを論ぜよ。

第2問

次の甲及び乙の各行為について、傷害罪の成立に必要な故意の内容に言及しつつ、傷害罪の成否を論ぜよ（特別法違反の点の検討は要しない。）。

- (1) 甲は、Aを背後から背中を押して驚かそうと考え、Aの背後から背中を押したところ、Aは、転倒して全治約2週間を要する顔面打撲の傷害を負った。その際、甲は、Aがけがをするとは全く考えていなかった。
- (2) 乙は、好意を抱いていたBと交際したいと考え、6か月間、何度も交際を断られたにもかかわらず、毎日Bを通勤途上の駅で待ち伏せし、好意を伝え続けたところ、Bは、それが原因で全治不明のP T S D（心的外傷後ストレス障害）の傷害を負った。その際、乙は、BがP T S Dを含む精神疾患になるとは全く考えていなかった。

民事訴訟法及び民事訴訟規則

第1問

Xは、令和2年5月1日に中古のバイクをYに代金50万円を一週間以内に支払うとの約定で売った（以下この売買契約を「本件売買契約」という。）が、Yが代金を支払わないと主張して、令和6年1月1日、Yを被告とする本件売買契約に基づく代金の支払を求める訴え（以下「本件訴え」という。）を提起した。

この場合における本件訴えに係る訴訟について、次の各小間に答えよ。

- (1) 請求原因事実である本件売買契約の締結の事実については、原告であるXが証明責任を負うが、この「証明責任」の意義を簡潔に述べよ。
- (2) 裁判所は、Xが提出した証拠ではなく、Yが提出した証拠に基づいて、本件売買契約の締結の事実を認定することができるか。
- (3) Yは、令和7年6月2日に実施した口頭弁論期において、代金債務に係る消滅時効を援用する旨の意思表示をしたのに対し、Xは、令和6年1月1日に本件訴えを提起したため、当該消滅時効が完成していないと主張した。裁判所は、Xが令和6年1月1日に本件訴えを提起したとの事実に関する証拠が一切提出されていない場合でも、その事実を認定することができるか。

第2問

Xは、Yに100万円を貸し付けた（以下この貸付けを「本件貸付け」という。）が、Yから20万円し

か弁済を受けていないと主張し、Yを被告として、本件貸付けに基づく貸金返還請求として80万円の支払を求める訴えを提起した。

次の各小間に答えよ（各小問は独立したものとする。）。

- (1) 処分権主義の意義とその趣旨を簡潔に答えよ。
- (2) Yは、第1回口頭弁論期日に出頭し、Xの請求を認諾する旨を陳述した。請求の認諾の意義について説明した上で、裁判所が審理を進めた上で本案判決をすることができるかについて答えよ。
- (3) Yは、本件貸付けの事実は認めるが、既に全額を弁済した旨を陳述し、請求棄却判決を求めた。裁判所は、審理の結果、Yが20万円はおろか、全く弁済をしておらず、XがYに対して本件貸付けに基づく100万円全額の貸金返還請求権を有しているとの心証に至った。裁判所がYに対し100万円を支払うように命ずる判決をすることができるかについて答えよ。
- (4) 第一审が、100万円の本件貸付けと50万円の弁済を認定し、50万円の支払をYに命じる一部認容判決をなしたところ、Xのみが控訴した。控訴審は、審理の結果、本件貸付けそのものが認定できないとの心証に達した場合、どのような判決をすることとなるか。

刑事訴訟法及び刑事訴訟規則

第1問

窃盗の被疑事実で逮捕されている甲について、各小問記載の勾留請求がされた。逮捕前置主義に触れながら、以下の各小間に答えよ（各小問は独立したものとする。）。

- (1) 上記の窃盗の被疑事実ではなく、暴行の被疑事実で勾留請求がされた。暴行の被疑事実で甲を勾留することができるか。
- (2) 上記の窃盗の被疑事実に暴行の事実が加えられた窃盗及び暴行の被疑事実で勾留請求がされた。窃盗及び暴行の被疑事実で甲を勾留することができるか。
- (3) 上記の被疑事実とされた事実について、被疑者が持ち去った被害品について、他人の占有が認められず、窃盗が成立しないと判断した検察官により、占有離脱物横領の罪名で勾留請求がされた。占有離脱物横領の被疑事実で甲を勾留することができるか。

第2問

刑事訴訟法第321条第1項第2号本文に規定する「公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なった供述をしたとき」に当たるものとして検察官面前調書に証拠能力を認めるための要件に関し、次の各小間に答えよ。

- (1) 供述書と供述録取書の違いは何か。供述録取書に

証拠能力を認めるためには、「供述者の署名又は押印」があることが要件とされているが、この要件はどのような趣旨によるものか。

- (2) 証拠能力を認めるために必要な「前の供述を信用すべき特別の情況」の要件につき、同項第3号ただし書に規定する「特に信用すべき情況」との違いは何か。また、「前の供述を信用すべき特別の情況」の要件の有無を判断するに当たって考慮されるべき事情はどのようなものか。

政

◎民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

(令和六年一二月一八日公布 政令第三七八号)

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条五号の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月一日とする。

◎民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令

(令和六年一二月一八日公布 政令第三七九号)

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日は、令和七年二月二十八日とする。

(合和7年1月6日現在)

最高裁判所		第一小法廷		第二小法廷		第三小法廷		司法研修所		最高裁判所図書館		司彦隆一			
最高裁判官	今崎幸彦	裁判官	安岡亮正 <th>裁判官</th> <td>川村晶徳<th>裁判官</th><td>幸守一美明<th>裁判官</th><td>宇林渡也<th>裁判官</th><td>也晴子</td><th>裁判官</th><td>小岡宏</td></td></td></td>	裁判官	川村晶徳 <th>裁判官</th> <td>幸守一美明<th>裁判官</th><td>宇林渡也<th>裁判官</th><td>也晴子</td><th>裁判官</th><td>小岡宏</td></td></td>	裁判官	幸守一美明 <th>裁判官</th> <td>宇林渡也<th>裁判官</th><td>也晴子</td><th>裁判官</th><td>小岡宏</td></td>	裁判官	宇林渡也 <th>裁判官</th> <td>也晴子</td> <th>裁判官</th> <td>小岡宏</td>	裁判官	也晴子	裁判官	小岡宏		
裁判官	安岡亮正	裁判官	川村晶徳	裁判官	幸守一美明	裁判官	宇林渡也	裁判官	也晴子	裁判官	也晴子	裁判官	小岡宏		
裁判官	安岡亮正	裁判官	川村晶徳	裁判官	幸守一美明	裁判官	宇林渡也	裁判官	也晴子	裁判官	也晴子	裁判官	小岡宏		
裁判官	安岡亮正	裁判官	川村晶徳	裁判官	幸守一美明	裁判官	宇林渡也	裁判官	也晴子	裁判官	也晴子	裁判官	小岡宏		
事務総局		事務総長	氏坂清	本口厚	司亨一	人事局長	小野寺真	也治	手嶋あさみ	所長	嶋井あさみ	館長(兼)	平城文啓徹		
審議官		審議官	藤井健裕	藤井健裕	藤井健裕	人事局長	岡田徳	宣子	井池みづき	事務局長	井池みづき	副館長	小林啓徹		
デジタル審議官		デジタル審議官	西田俊	西田俊	西田俊	経理局長	岡田武	千恵子	美智子	次長	美智子				
家庭審議官		家庭審議官	馬島直	馬島直	馬島直	民事局長	岡田城	啓子	泰史	事務局長	原柳健年	志史			
事務総局参事官		事務総局参事官	馬島直	馬島直	馬島直	行政局長(兼)	岡田文	千恵子	須志	事務局長	栗原青須	泰史			
秘書課長		秘書課長	馬島直	馬島直	馬島直	家庭局長	岡田渡	史	克	事務局長	栗原青須	泰史			
広報課長(兼)		広報課長(兼)	馬島直	馬島直	馬島直	家庭局長	岡田渡	直	次長	事務局長	栗原青須	泰史			
府名	長官・所長	事務局長	事務局次長	府名	長官・所長	事務局長	事務局次長	府名	長官・所長	事務局長	事務局次長	府名	長官・所長	事務局長	
東京高等	堀田眞哉	和波宏典	下村義之	岡山家庭	久保田浩史	岡本光輝	山形地方	原克也	加藤孝宗	山形地方	原克也	山形地方	原克也	山形地方	原克也
知的財産高等	本多知成	大和谷教	森谷尚樹	岡山家庭	吉田尚弘	豊田政昭	岡田健彦	"	金澤学	岡田健彦	"	岡田健彦	"	岡田健彦	"
東京地方	渡部勇次	岩崎光宏	今村清二	鳥取地方	吉田尚弘	田淵修一	盛岡地方	岡田健彦	奥山浩次	岡田健彦	"	岡田健彦	"	岡田健彦	"
		山根克彦	神戸地方	望月玲子	半野勇樹	浅野良児	岡田健彦	"	(兼)佐藤喜一	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"
		植木佳恵	古谷恭一郎	邦邦	邦邦	(兼)遠藤愛	岡田健彦	"	(兼)佐藤喜一	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"
		北島康弘	佐藤博司	堀川一樹	堀川一樹	遠藤愛	秋田地方	伊藤繁	田邊明	秋田地方	伊藤繁	秋田地方	伊藤繁	秋田地方	伊藤繁
		星野俊也	佐藤充	佐藤充	佐藤充	(兼)浅野良児	岡田健彦	"	(兼)佐藤喜一	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"
"家庭	村田齊志	内野洋	奈良地方	浜本章子	西村欣也	笠岡英樹	秋田地方	伊藤繁	田邊明	秋田地方	伊藤繁	秋田地方	伊藤繁	秋田地方	伊藤繁
		内野洋	池田直昭	"	"	山名聰	岡田健彦	"	(兼)佐藤喜一	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"
		佐藤弘行	佐藤弘行	"	"	和田信聰	岡田健彦	"	(兼)佐藤喜一	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"	(兼)佐藤喜一	"
"家庭	大竹昭彦	大竹昭彦	宮澤康弘	大津地方	小倉哲浩	大向敏正	福岡高等	矢尾和子	松永智史	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
			町島優子	"	"	坂田幸二	岡田健彦	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等
		松村啓秀	佐々木一夫	"	"	伊藤俊史	岡田健彦	片山昭人	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等
"家庭	萩本修	萩本修	阪本恵子	和歌山地方	佐々木一夫	功	寺峰功	永井尚子	松永智史	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
さいたま地方	小出邦夫	河上基也	"	"	"	砂川朋子	砂川朋子	永井尚子	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
		花岡愛	佐々木一夫	"	"	森澤哲也	森澤哲也	佐藤尚子	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	高山光明	高山光明	椿秀樹	八幡功	和田薰	和田薰	澤村智子	澤村智子	片山昭人	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
千葉地方	安東章	安東章	山田雅彦	佐々木一夫	入江猛	瀬川正明	佐賀地方	増森珠美	松永智史	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
		佐久間健吉	寺澤英記	佐藤直人	佐藤直人	佐藤直人	佐賀地方	増森珠美	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
水戸地方	河本雅也	河本雅也	落合真人	市原義孝	市原義孝	佐藤正明	佐賀地方	増森珠美	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	前田巖	前田巖	坂野喜隆	中島裕祐	中島裕祐	佐藤正明	佐賀地方	増森珠美	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
宇都宮地方	山田真紀	山田真紀	片桐真由美	中島年典	中島年典	竹内淳司	佐賀地方	増森珠美	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	"	"	岸英範	佐藤勝徳	佐藤勝徳	坂口智美	佐賀地方	増森珠美	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
前橋地方	門田友昌	門田友昌	植野玲	佐藤正明	佐藤正明	坂口智美	佐賀地方	増森珠美	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	市川太志	市川太志	吉崎佳弥	佐藤直人	佐藤直人	佐藤直人	佐賀地方	増森珠美	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
静岡地方	吉崎佳弥	吉崎佳弥	渡邊堅司	福井地方	野田恵司	高橋智勝	長崎地方	岡部豪	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	細矢郁	細矢郁	岡崎格	佐藤正明	佐藤正明	竹内淳司	長崎地方	岡部豪	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
甲府地方	鈴木巧	鈴木巧	青木孝之	佐藤正明	佐藤正明	坂口智美	長崎地方	岡部豪	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	"	"	橋爪智子	佐藤正明	佐藤正明	佐藤正明	長崎地方	岡部豪	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
長野地方	林俊之	林俊之	伊藤竜太郎	岐阜地方	加島滋人	竹内淳司	大分地方	岡部純子	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	"	"	大野真生	佐藤正明	佐藤正明	坂口智美	大分地方	岡部純子	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
新潟地方	松村徹	松村徹	土田林太郎	金沢地方	任介辰哉	佐藤正明	鹿児島地方	立川毅	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	内田博久	内田博久	大野真生	佐藤正明	佐藤正明	佐藤正明	鹿児島地方	立川毅	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
大阪高等	菅野雅之	菅野雅之	岩井英雄	廣島高等	中山孝雄	財賀貞次	鹿児島地方	柴田寿宏	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	西川知一郎	西川知一郎	荒木健二	内藤裕之	内藤裕之	有井廣光	鹿児島地方	柴田寿宏	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
京都地方	川畑正文	川畑正文	桜田和明	濱口浩	濱口浩	木村伸	宮崎地方	沖中康人	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	"	"	藤谷浩太郎	岡田利一	岡田利一	柳瀬由紀子	宮崎地方	沖中康人	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
京都地方	"	"	川上雅之	山口地方	未永雅之	川上雅之	宮崎地方	大串竜史	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	"	"	堀江源一	岡山地方	森富義明	柳瀬由紀子	宮崎地方	大串竜史	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
京都地方	"	"	白井寛朗	森富義明	森富義明	柳瀬由紀子	宮崎地方	佐藤宏之	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子
"家庭	"	"	木村祐司	森富義明	森富義明	柳瀬由紀子	宮崎地方	佐藤宏之	花守英二	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子	福岡高等	矢尾和子

※事務局次長の記載順は五十音順